

令和3年度職員団体との交渉結果

(技能労務職の給与制度の見直しに係る継続交渉第1回(県職員労働組合現業評議会))

1 交渉団体

県職員労働組合現業評議会

2 出席者

[当局] 人事課長、人事課副課長、職員課長、職員課副課長他(8名)

[職員団体] 県職員労働組合現業評議会議長、副議長、事務局長他(16名)

3 交渉日時及び場所

令和4年1月26日(水) 14:30~15:15 オンライン

(当局: 2号館10階会議室 組合: 職員会館1階ホール)

4 内容

技能労務職給料表の適用を受ける職員の給与制度見直しについて、職員団体から当局提案に対する反対意見を述べた上で協議を行い、当局において提案を再検討することとした。

5 交渉概要

(1) 職員団体意見

当局から提案された技能労務職の給与制度見直しは、下記の点で問題があり、白紙撤回されるべきである。

項目		反対意見
給与に関する諸情勢	国からの指導	<ul style="list-style-type: none">・国からの指導として示されている総務省副大臣通知は、ここ数年内容が変わっていないにも関わらず、今年度急激な情勢変化があり、今年4月から給与制度の改正が求められている状況に至ったとは考えられない。・知事が代わったことは情勢変化の理由にならない。
	国行(二)とのラスパイレス指数による比較	<ul style="list-style-type: none">・国行(二)は職務、総人員、年齢構成が地方公共団体と異なり、独立行政法人化された職場も含まれていないことから、技能労務職のラスパイレス指数を用いた比較が、実情を表しているとは思えない。・単純比較できないからこそ、技能労務職のラスパイレス指数が公表されていないのではないか。

	他府県との比較	<ul style="list-style-type: none"> ・本県現業職は採用凍結で平均年齢が高くなっており、採用があつて平均年齢が若い団体より平均給与月額が高くなるのは当然。 ・平均給与月額には通勤手当が含まれているところ、本県は他府県より通勤圏内が広く、現業職場の減少で長距離通勤者が増加しているのだから、通勤手当が高くなるのも当然。 ・これらの事情を無視して平均給与月額で他府県と比較して給与水準が高いと判断するのは不当。
	民間との比較	<ul style="list-style-type: none"> ・職責や年齢構成、経験年数が民間と公務では全く異なるので、賃金センサスを用いた比較自体が疑問。 ・現業業務を委託された民間従業員の賃金は低賃金に抑えられ、離職率が非常に高い実態がある。賃金センサスを用いた比較を基に、我々の給与を引き下げるべきではない。
給料表の見直し	現在の給料表の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・本県の給与制度は、法に基づく団体交渉を実施する中で、長い時間をかけて労使で作りに上げてきた制度。給料水準も一度見直された結果、行政職6級に達しない水準に抑えられていることから、現行制度で何ら問題は無い。 ・他府県も団体毎に実情が異なり、本県が有利との言い切りはできない。5級制等の給料表適用団体でも、ラスパイレス指数が本県より高い団体もあるはず。
	見直し後の給料表における3級への格付け	<p>本県における現業職場では、ここ数年間業務水準の低下は全くなく、むしろ、採用凍結になり職員の数も減る中で、一人一人の職員の職責と業務水準は、以前より増している。それを全く評価せずに、一律3級の格付けとするのは、あまりに乱暴。</p>
	現職の処遇	<ul style="list-style-type: none"> ・国行(二)の3級に格付けされるとほとんどの職員の給料が大きく下がる。これまでの労使協議の経緯を裏切る賃金カットである。 ・現在の給料表は、現業職に適用される給与決定原則である地方公営企業法第38条第2項に定める「職務に必要とされる技能、職務遂行の困難度等職務の内容と責任」を労使間でこれを確認し創設されたものであり、同条第3項には「生計費」が第一に書かれている。これまでの労使合意の重みや職員の生活を考えて給与水準を考えるべきである。

(2) 当局説明

- ① 今しがた意見を伺ったばかりなので、この場で全てについてコメントすることは差し控えるが、今回の提案に至った諸情勢についての認識は下記のとおりであり、本県の技能労務職の給与水準が国・他府県・民間と比較して相当程度高いという事実がある以上、その大きな要因となっている給料表の構造について、見直しはやはり避けては通れないと考えている。

項目		当局の認識
給与に関する諸情勢	国からの指導	総務省副大臣通知以外にもヒアリング等の場で国から具体的に指摘を受けており、検討の必要性については、これまでの交渉でも再三伝えてきた。国通知の文言が変わっていないから情勢が変化していないというわけではない。
	他府県との比較	平均年齢が高い以上、平均給与月額も高く出るという問題はあるが、平均年齢が本県と同等かそれ以上の団体と比較しても平均給与月額はやはり相当程度高く、通勤手当を除いても本県が相当高い位置にあるという事実には変わりはない。
	国行（二）及び民間との比較	国行（二）は国の研究会でも「類似職種と言える」とされ、比較としてお示しした民間給与も、総務省から「技能労務職員等に係る民間類似職の給与情報」として示されたデータであり、いずれも地方公営企業法第38条第3項にある「類似の職種」であると考えている。
給料用の見直し	生計費 (現職の処遇)	国家公務員の給与は、人事院により毎年標準生計費が実態調査に基づいて算定されており、その結果も十分考慮して国家公務員の給与が決定されている。このことから、国行（二）の給与を考慮することは、地方公営企業法第38条第3項の「類似の職種の国の職員」を考慮したのと同時に、「生計費」も考慮したことにもなるとされている。

- ② 一方で、職員団体意見でも改めて調査・分析の必要性を感じたものもあることから、本日の意見を踏まえ、理解を得るためにどのような対応ができるかも含め、今一度検討したい。

(3) 総括

当局は再検討を行う。協議は継続する。